

宴会場のご利用について

(宴会・催事規約)

当迎賓館では、宴会又は催事(以下、宴会等と称します)のご契約及び宴会場のご利用に関して、以下の通り定めておりまますので予めご承知おきください。

1. 宴会時間と追加室料

宴会場のご利用開始から終了までの契約時間(以下、宴会時間と称します)は、所定の室料金をお支払いいただいであります、この宴会時間を超過した場合は追加室料をご頂戴いたします。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご利用時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

2. 有料人数の確認

お料理等を用意する最終人数(以下、有料人数と称します)を宴会等の開催日の2日前までに迎賓館の担当係員にご通知ください。それ以降は全て手配が完了しておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

3. お申込金(内金)

宴会等のご予約の時に内金をお支払いいただきます。内金の金額はご宴会内容に基づいて、迎賓館から提示させていただきます。

4. 前払金

迎賓館から提示いたしました見積り金額を原則として宴会等開催日の7日前までに、所定の金融機関にお振込みいただくか、あるいは現金にてお支払ください。

5. 取消料

すでにご契約いただいた宴会等を取消される場合には、原則として下記により取消料を頂戴いたします。(下記取消料には別途税金が加算されます)

- ①ご宴会等のお申込日より当日の61日前まで……………2時間の会議室料金もしくは見積金額(サービス料・税金を除く)の10%
- ②ご宴会等当日の60日前から21日前まで…見積金額(サービス料・税金を除く)の30%
- ③ご宴会等当日の20日前から11日前まで…見積金額(サービス料・税金を除く)の50%
- ④ご宴会等当日の10日前から前日まで…見積金額(サービス料・税金を除く)の80%
- ⑤ご宴会等当日……………見積金額(サービス料・税金を除く)の100%

尚、手配等による費用が発生した場合には、上記取消料とは別途に請求させていただきます。

6. 装飾・余興等の手配

宴会等に関する装飾・音楽・余興等につきましては、迎賓館から指定業者に手配させていただきます。お客様が迎賓館の指定する業者以外の業者に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するために、事前に迎賓館にご連絡の上その了解を得てご依頼ください。(迎賓館の事前の了解を得ないで直接業者にご依頼なさることはご遠慮ください。)

7. 直接ご依頼の業者に対する指示

迎賓館の了解のもとにお客様が直接ご依頼された業者が行う宴会等の装飾、余興等の機械及び材料の搬入・搬出又は看板等のサイズ・取付け方法・設置場所等につきましては、迎賓館の美観や導線等の関係で迎賓館から業者の方々に指示させていただきます。

8. 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)及びお客様が直接ご依頼された業者の方々は、迎賓館の施設・什器備品等を破損したり、損傷したりしないよう十分にご注意ください。もし施設・什器備品等の破損・損傷等が発生した場合には、迎賓館からの指示に従って速やかに修理していただきか、または損害賠償金をご負担していただきます。

9. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮ください。

- ①犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持込み。(身体障害者補助犬は除く)
- ②発火又は引火性の物品の持ち込み。
- ③悪臭を発生するものの持込み。
- ④賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような行為。
- ⑤備付品等の移動。
- ⑥使用目的以外のご利用。
- ⑦その他法令で禁じられている行為。

10. 宴会利用解約締結の拒否

次に掲げる各項目につきましては、宴会等利用契約の締結に応じません。

- ①迎賓館利用者の中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者等を含む反社会的勢力に属する者がいる場合。
- ②迎賓館の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- ③迎賓館従業員に対し、暴力的 requirement を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

11. 当宴会場の契約解除権

次の場合には、宴会等のお申込みをお断りし、又は既にご契約いただいた場合でもそのご契約を解除させていただくことがありますので、予めご承知おきください。

- ①宴会等にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をされ、又はその恐れがあると迎賓館が判断した場合。
- ②宴会等にご出席されるお客様が、他のお客様にご迷惑をおかけし、又はその恐れがあると迎賓館が判断した場合。
- ③天災または施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会場等を使用することができなくなった場合。
- ④この「宴会・催事規約」に違反する事実があった場合。



迎賓館までの交通ご案内

地下鉄 地下鉄名城線「矢場町駅」より徒歩5分
地下鉄鶴舞線「大須観音駅」より徒歩7分

お車 名古屋駅より10分

名古屋観光ホテル
若宮の杜迎賓館

〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目35-30

宴会・会議のお問合せ
TEL(052)231-7713(名古屋観光ホテル 料飲営業部)
www.nagoyakankohotel.co.jp